



複写厳禁

31指令第4-1号

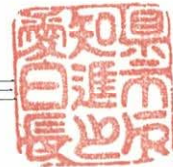
一般廃棄物処分業許可証

住 所 日進市浅田平子二丁目8番地
氏 名 株式会社東伸サービス
代表取締役 中 野 兼 司

平成31年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり
許可する。

平成31年2月25日

日進市長 萩野 幸三



取扱一般廃棄物の 処分方法及び種類	(処分方法) 焼却処分 (種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 動物若しくは植物に係る固形状の不要物
業 務 区 域	日進市岩崎町阿良池7番地1 ほか5筆
許 可 期 間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
条 件	裏面のとおり

許可条件・遵守事項

日進市で許可をうけた一般廃棄物処分業は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令を遵守するとともに、その業務を自らの責任において適正に実施すること。

2. 事業の範囲について

事業を行う範囲は許可書に記載された内容に限定する。

3. 施設等の基準及び管理について

処理施設については、各法令基準等に従って設置するとともに、日常的に適正な管理・中間処理・最終処分を行うこと。

4. 公害等の報告について

毎年ダイオキシン類の測定結果を市へ報告するとともに、周辺に重大な影響を及ぼす事故等が発生した場合には、速やかに市及び監督官庁へ報告すること。

5. 許可申請事項の変更等について

業務の全部又は一部を廃止、または許可申請書及び添付書類に変更が生じたときは、業務廃止届又は変更届を、廃止日又は変更日から10日以内に提出すること。

6. 許可証について

- (1) 許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 許可証を紛失又はき損したときは、理由等を申し出て直ちに再交付を受けること。
- (3) 許可の期間が満了したとき、許可を取り消されたとき、業務を廃止したとき、又は業務の停止を命ぜられたときは、直ちに、許可証を返還すること。

7. 安全作業、安全運転等について

- (1) 搬入車両の従業員には、その身分を証明する書類を携帯させること。
- (2) 搬入車両の運転に際しては、交通規則を遵守し、安全運転に努めること。

8. 許可の取り消しについて

上記1～7のうち、いずれかに違反したとき又は違反に類似した行為をしたときは、業務の許可を取り消すことがある。

9. その他

前各項にかかわらず法律等が改正されたとき、もしくは、市長が必要と認めるときは、許可の取り消し、条件変更、又は別に指示することがある。